

## 懇話会に関する説明及び会議録の公表等について

- 1 設置根拠 芦屋市行政改革推進懇話会設置要綱（P 2）
- 2 所掌事務 市の行政改革の推進に関する重要事項について意見を述べる。
- 3 任 期 平成 28 年 9 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日まで  
※会議開催期間としては、平成 28 年 9 月 20 日から平成 28 年 11 月 30 日までを予定しています。
- 4 委員構成 懇話会は、市政について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって構成する。
- 5 委員名簿 「芦屋市行政改革推進懇話会委員名簿」のとおり（P 3）
- 6 報 償 費 座 長：日 額 9,000 円  
委 員：日 額 8,100 円
- 7 会 議 の 公 開 会議の冒頭に座長が会議に諮ります。
- 8 委員名簿の公開 委員名等は公開されます。  
公開される情報は、氏名、ふりがな、性別、出身団体等の名称及び役職です。
- 9 会議録の公開 会議録は公開されます。なお、会議録の公開手順は次のとおりといたします。  
①懇話会終了後事務局で会議録案を作成  
②委員全員に会議録案を送付し、確認及び修正指示をいただく  
③修正指示の箇所を事務局で修正  
④懇話会に資料として配布し、確認  
⑤ホームページで会議録を公開（原則、会議終了後 1 か月以内）  
※ 会議録以外の懇話会資料等は概ね 1 週間以内に公開
- 10 会議録中の発言者名の公開 公開された会議の会議録については、発言者名（委員名）を記載し、公開します。  
（非公開の会議の場合は、「会議要旨」で公開用の会議録を作成します。）

(設置)

第1条 社会経済構造の変化に適確に対応するとともに、簡素化、効率化及び市民のサービスの向上を課題とした持続的で安定的な行政運営の在り方について、幅広く意見を求めるため、芦屋市行政改革推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市の行政改革の推進に関する重要事項について意見を述べる。

(組織)

第3条 懇話会は、市政について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 懇話会には、座長及び座長代理を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長代理は、座長の指名により定める。

4 座長は、懇話会の会議の進行をつかさどり、懇話会を代表する。

5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 懇話会は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、行政改革に関する事務を所管する課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

2 芦屋市行政改革推進懇話会設置要綱(平成7年芦屋市要綱)は、廃止する。

【 芦 屋 市 行 政 改 革 推 進 懇 話 会 委 員 名 簿 】

委員構成	委 員 名	所 属
市政について 優れた識見を 有する者	お <small>がわ</small> 川 <small>けん</small> 賢 <small>いち</small> 一	三井住友銀行公共・金融法人部部長
	こ <small>いち</small> 市 <small>ひろ</small> 裕 <small>ゆき</small> 之	新日本有限責任監査法人大阪事務所監査部門公認会計士
	た <small>なか</small> 田 <small>みさ</small> 中 <small>こ</small> 子	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科准教授
	な <small>たに</small> 長 <small>のぶ</small> 谷 <small>ひろ</small> 啓 <small>弘</small>	芦屋地方労働組合協議会議長
	ほ <small>やし</small> 林 <small>まさ</small> 昌 <small>ひこ</small> 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科教授

(50 音順)